

大阪広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7 月 30 日

大阪広域水道企業団議会
議長 奥谷 正実

大阪広域水道企業団議会規則第 1 号

大阪広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団議会会議規則（平成23年大阪広域水道企業団議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
目次 第 1 章―第 6 章 （略） <u>第 7 章 協議又は調整を行うための場</u> <u>第 8 章・第 9 章</u> （略） 附則 第115条 （略） 第 7 章 <u>協議又は調整を行うための場</u> <u>（協議又は調整を行うための場）</u> <u>第116条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</u> <u>2 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u> 第 8 章 （略） 第117条 （略） 第 9 章 （略） 第118条 （略） 別表（第116条関係） <table><tr><th>名称</th><th>目的</th><th>構成員</th><th>招集権者</th></tr><tr><td><u>議員全 員協議 会</u></td><td><u>企業団 事業の 課題、企 業団議 会の運 営等に ついて協 議を行う</u></td><td><u>全議員</u></td><td><u>議長</u></td></tr></table>	名称	目的	構成員	招集権者	<u>議員全 員協議 会</u>	<u>企業団 事業の 課題、企 業団議 会の運 営等に ついて協 議を行う</u>	<u>全議員</u>	<u>議長</u>	目次 第 1 章―第 6 章 （略） <u>第 7 章・第 8 章</u> （略） 附則 第115条 （略） <
名称	目的	構成員	招集権者						
<u>議員全 員協議 会</u>	<u>企業団 事業の 課題、企 業団議 会の運 営等に ついて協 議を行う</u>	<u>全議員</u>	<u>議長</u>						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。